

令和8年7月31日

鈴鹿市上下水道事業管理者 渥美 良雄 様

鈴鹿市上下水道事業経営審議会 会長 柴 健次

鈴鹿市の水道事業及び下水道事業の経営の在り方について（答申）

鈴鹿市上下水道事業経営審議会は、令和7年1月31日付け鈴水経企第1201号で諮問された水道事業及び下水道事業の経営の在り方について、慎重に審議を重ねた結果、結論に達しましたので、別添答申書のとおり答申します。

鈴鹿市の水道事業及び下水道事業の経営の
在り方について

答 申 書

令和8年7月31日

鈴鹿市上下水道事業経営審議会

第1 はじめに

水道事業及び下水道事業は、安全・安心な水の安定供給、生活排水処理など日常生活に欠かすことができない社会基盤として重要な役割を担っており、将来にわたって安定的に続けていくために、平成30年6月に中長期的な経営の基本計画である鈴鹿市上下水道事業経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した。

経営戦略では、進捗管理について、経営状況及び社会情勢の変化を踏まえつつ、計画と実績との乖離の分析を行い、その結果を見直し後の経営戦略に反映させるPDCAサイクル（計画（Plan）、実施（Do）、検証（Check）、見直し（Action））により行うこととしている。そのため、経営戦略期間の中期である令和4年10月に経営戦略の改定が行われた。

また、令和8年度末で経営戦略（改定版）の計画期間を終えることから、令和9年度から令和18年度を計画期間とする第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略（以下「第2期経営戦略」という。）が策定される予定である。当審議会では、経営戦略（改定版）の検証及び第2期経営戦略の策定に向けて、令和7年1月からこれまで6回の審議会を開催し、水道事業及び下水道事業の経営の在り方について審議を行った。第1回から第4回までの審議会では経営戦略（改定版）における目標の達成度の検証及び評価を行い、現状や課題を踏まえた投資・財源試算や、水道料金及び下水道使用料（公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料をいう。以下同じ。）の改定といった経営健全化に向けた取組について審議を行った。第5回及び第6回の審議会では、水道料金の改定の方向性や料金体系案について、また下水道使用料の受益と負担の在り方について審議を行った。

それらの審議結果をまとめたので、以下のとおり答申する。

第2 水道事業

1 検証

（1）投資目標の達成度

管路については、大規模災害等の非常時における水の安定供給を図るために、老朽化が進み耐震化が不十分な基幹管路を優先的に更新していく計画であり、令和8年度末までに基幹管路の耐震化率を49%にすることを目標としている。

令和5年度末時点での基幹管路の耐震化率は42.3%で、各年度の実績値についても計画値を下回っている。

目標値の達成に向けて遅れが生じている主な要因としては、物価上昇に伴い工事の進捗に遅れが発生したことによるものである。

施設については、耐震性能が不足している施設や水質改善が急務となった施設を優先して整備する計画であり、令和8年度末までに送水場の耐震化率を79%に、配水池の耐震化率を96%にすることを目標としている。

令和5年度末時点での送水場の耐震化率は79.5%、配水池の耐震化率は95.9%であり、経営戦略（改定版）の計画どおりに進捗していることが確認できた。

（２）財源目標の達成度

大規模災害発生時でも事業を継続することができるよう、維持管理費や企業債の元利償還金等、恒常的に発生する支払に対応できる資金水準として6か月分の支出額（約15億円以上）の確保を図ることとするほか、将来世代に過度の負担を残さないよう自己資金を活用して企業債の発行を抑制し、一人当たり企業債残高を令和8年度末に58,000円とすることを目標としている。

令和5年度末の資金残高は約34億円で、各年度の実績値についても計画値を達成できている。また、令和5年度末の一人当たり企業債残高は63,800円で、各年度の実績値についても各年度の計画値を達成できている。

（３）料金収入

令和3年度を除いて経営戦略（改定版）の計画値を下回って推移している。

計画値を下回って推移している主な要因としては、世帯の少人数化の進行などにより1世帯当たりの有収水量が減少し、従量料金が低く設定されている1～40 m³の水量区画の件数が想定より増加したことによるものである。

2 審議会での検討事項及び意見

（１）投資計画

ア 事務局から提示された内容

全国的にインフラ設備の老朽化が問題となっているが、鈴鹿市でも管路を含む施設の老朽化が進んでおり、対応が必要である。また、鈴鹿市は大規模地震による被害が想定される地域でもあることから、大規模災害への備えも課題の一つである。このことから、安定的に水を供給できるよう、投資の課題を「大

規模災害への備え」と「老朽化への対応」とし、これらの課題に対する投資が必要と考え、次のとおり投資方針、事業費及び投資目標を立案している。

なお、投資計画の立案においては、施設規模の適正化（施設の統廃合やダウンサイジング）、三重県企業庁からの受水の活用などにより投資費用の削減に努めている。

（ア）管路

① 重要管路の更新（耐震化）

導水管、送水管、配水本管及び地域防災計画に示されている避難所等への配水支管のうち、上下水道一体で耐震化できる管路に重点を置いて整備を進める。

② 老朽管の更新

重要管路の更新に位置付けない配水管で、管路の特性や老朽度から更新が望ましい管路が多いエリアを中心に整備を進める。

（イ）施設

① 平田水源・平田送水場・河田水源・河田送水場

河田水源の取水能力の低下並びに河田送水場の老朽化及び耐震化に対応するため、河田水源及び河田送水場を廃止し、河田送水場が担っていた送水施設を平田送水場に集約する。この集約に伴い、平田水源の能力を増強し、平田送水場内に送水施設（ポンプ）を増設する。

② 広瀬送水場・高塚配水池

高塚配水池は埋蔵文化財包蔵地内に所在し更新が困難なため廃止する。この廃止に伴い、高塚配水ブロックへ送水場から直接配水できるよう、老朽化・耐震対応に併せて、広瀬送水場を加圧送水施設に更新する。

ただし、高塚配水ブロックを椿一宮配水ブロックに統合した場合の安定供給が可能な場合は、広瀬送水場を廃止することを検討する。その上で、事業費が変動する場合は、中間検証に併せて計画を見直す。

③ 高岡水管橋

老朽化が進んでおり、機能停止による影響が大きいため、補強工事による整備を行う。

ただし、耐震診断の結果、架け替え工事による整備が必要

となり、事業費が変動する場合は、中間検証に併せて計画を見直す。

④ 高岡配水池

約 10 年後に法定耐用年数を迎えることから、老朽化に対応するため、更新を行う。

上記の方針に基づく事業費は、令和 9 年度から令和 18 年度にかけては、約 20 億円から 30 億円で推移する見通しである。また、令和 19 年度及び令和 20 年度は約 30 億円、令和 21 年度から令和 28 年度にかけては、約 20 億円から 24 億円で推移する見通しである。

こうした中、投資目標としては、可能な限り早期に耐震化を進めるため、管路については、基幹管路の耐震適合率を令和 18 年度末に 62%、令和 28 年度末に 73%にまで引き上げることとする。施設については、送水場の耐震化率を令和 18 年度末に 92%、令和 28 年度末に 100%にまで引き上げ、配水池の耐震化率を令和 18 年度末に 96%、令和 28 年度末に 98%にまで引き上げることとする。

イ 審議会の意見

安全・安心な水供給を継続するために必要となる大規模災害への備えや老朽化への対応として、管路及び施設の更新工事を進めるという投資計画及び投資目標は妥当である。なお、投資計画の立案の際には、非常時の対応・応急給水の方法等も含めて検討する必要がある。また、職員のマンパワー不足への対応としての D X の活用や、人口減少に合わせた設備等のダウンサイジング、例えば自己水源の確保だけでなく受水量を増やすことなどを含め、技術的な側面だけでなく資金面からも結論を先送りせずに検討する必要がある。

(2) 財源試算

ア 事務局から提示された内容

全国の動きと同様に、鈴鹿市でも人口は減少していく見込みであり、加えて節水型機器の普及もあることから、使用水量は減少傾向にある。この状況を受けて、給水人口や一人当たりの使用水量の減少を加味して投資試算に基づく財源試算を行い、財源目標を立案している。

収支について、人口減少に伴い、主な収入である料金収入が

減少する見込みである一方、物価上昇による動力費の増加や施設の更新等による減価償却費等が増加するため、令和 13 年度には当年度純利益がマイナスに転じる見通しである。

また、施設更新等に伴う建設改良費の増加により、令和 11 年度以降は資金不足に陥る見通しであるが、事業の運営には一定程度の資金の確保が必要となる。具体的には、大規模災害の発生から水道料金の徴収までに約 6 か月を要することが見込まれることから、給水収益の 6 か月分の資金が必要と考えているが、企業債を増額することにより、必要な資金を確保することは可能である。しかし、その結果、企業債残高対給水収益比率は、令和 18 年度末には令和 6 年度末の 325% から約 2 倍の 635% まで悪化し、健全な経営とは言えない状況となる見込みである。

こうした中、財源目標としては、安定的な経営を行うため、給水収益の 6 か月分以上の運転資金を確保することとするほか、企業債残高対給水収益比率を 325% 以下とすることで、企業債への過度な依存の抑制を図ることとする。

なお、安全・安心な水を安定的に供給するための投資は必要不可欠であることから、試算以上の物価上昇に伴う費用の増加や水需要の減少に伴う収入の減少により財源が不足する場合は、投資目標を優先して対応する。また、適正な財政計画になるよう、中間検証に併せて見直すこととする。

イ 審議会の意見

昨今の社会情勢を踏まえると、人口減少により料金収入が減少するほか、必要な施設整備や物価上昇により支出が増加するため、資金不足に陥る見通しであることについて理解できた。経営の安定化を図りつつ、企業債への更なる依存を抑制し、中長期的な視点に立って対応する必要があることから、財源目標は妥当である。

(3) 経営改善に向けた取組について

ア 事務局から提示された内容

今後の人口減少に伴う料金収入の減少や昨今の物価上昇・管路及び施設の更新に伴う投資費用の増加を見込んでいる中、持続可能な事業の経営に向けて、支出の削減と収入の増加といった経営改善に取り組む必要がある。これまでに、施設規模の適正化（統廃合やダウンサイジング）の検討や施設利用率の低い

施設の廃止、経済性の高い管種の採用、預託による資金運用、遊休資産の売却等の取組を進めている。

一方で、主な収入である料金収入については、平成 30 年の料金改定時の見込みに対して、給水戸数が増加しているものの、使用水量が減少していること、特に、従量料金を低く設定している 1 ～ 40 m³の水量区画の件数が増加していることなどを要因として減少している。

その結果、経営健全化に向けた取組を実施してもなお収支ギャップが生じる見通しであることから、投資試算及び財源試算の見直しが必要である。支出の削減や財源の確保などにより見直しを行うが、安全・安心な水供給を継続するためには、管路及び施設の更新工事は進めなければならないこと、将来世代に過度な負担を残さないよう企業債への依存を抑制することから、料金改定の検討が必要である。

具体的な料金改定率の案は次のとおりであり、給水収益 6 か月分の運転資金を確保することを前提として、設定している。

料金改定率	設定理由
① 18%	計画期間中（令和 9 年度から令和 18 年度まで）に当年度純利益がマイナスにならないものの、運転資金確保のために多額の企業債を発行する必要があり、企業債残高対給水収益比率目標を達成できない見通しである。
② 25%	運転資金確保のための多額の企業債の発行を抑制でき、企業債残高対給水収益比率目標を達成できる見通しである。
③ 56%	資産維持率（施設の更新等といった将来のために必要な内部留保すべき額の算出に用いる割合をいう。）を 3 %（公益社団法人日本水道協会が示す水道料金算定要領（以下「算定要領」という。）が示す標準値）に設定した。料金収入により運転資金を確保できる見通しであることから、企業債の発行を大幅に抑制することができるものの、改定率が非常に高く、使用者の負担が急激に大きくなる。

イ 審議会の意見

今後も引き続き経営健全化に向けた努力を続ける必要があるが、安全・安心な水供給を継続するため、料金水準の見直しを行い、自主財源を確保する必要がある。

事務局から提示された案では、企業債残高対給水収益比率目標を達成できるとされる料金改定率 25%が適当である。

なお、料金体系を検討する際には、少量使用者の負担が急激に大きくなならないよう検討されたい。

(4) 料金体系

ア 事務局から提示された内容

新しい料金体系については、次の方針で検討する。

- ・経営の安定化を図る観点から、基本料金収入と従量料金収入の割合については算定要領の考え方にに基づき算定した基本料金収入と従量料金収入の割合とする。
- ・算定要領で均一料金が原則とされている従量料金について、現行の料金体系は、逓増度が高く、大口使用者の水需要の影響を受けやすい体系となっていることから、水需要が減少傾向にある中でも将来にわたり安定的に事業を運営するため、逓増度を緩和する。
- ・従量料金の逓増度の緩和によって、少量使用者の負担が急激に大きくなならないよう留意する。
- ・基本水量制及び用途別料金については、現行の料金体系の考え方を維持し、基本水量を設定せず、公衆浴場用と臨時用として用途別料金を設定する。

料金改定率 25%に基づいた具体的な体系案は、次のとおりであるが、基本料金については、いずれのパターンにおいても算定要領に基づき算定した単価に基づき、急激に負担が増加する口径の単価を他の口径で調整した案としている。

なお、同体系案は現時点の試算に基づく体系であり、直近の経営状況を反映することが望ましいため、最新年度の決算を踏まえ、改めて料金単価の算定を行う予定である。

【パターン①：従量料金の逓増制を廃止し、単一型とした案】

(概要)

- ・従量料金について、算定要領に基づき、全区画で一律 129 円に改定する。

(特徴)

- ・ 逓増度がないため、区画ごとの公平性が保たれる。
- ・ 水需要の影響を受けにくく、安定的な収入が見込める。
- ・ 少量使用者の負担が急激に増加する。

【パターン②：従量料金の逓増度を維持し、現体系に即した案】

(概要)

- ・ 1～10 m³で2円改定し、201 m³以上の区画は現体系の逓増度を維持するよう改定する。
- ・ 11～200 m³の区画の改定額は、他の区画で回収できない原価を、現行単価を基に按分して算出している。

(特徴)

- ・ 少量使用者の負担を軽減できる。
- ・ 大口使用者の水需要の影響を受けやすい体系を維持することから、現状の課題を解決できず、問題を将来に先送りする結果となり、健全な経営を妨げる要因となり得る。

【パターン③：従量料金の逓増度を緩和し、少量使用者に配慮した案】

(概要)

- ・ 全区画で定額（17円）改定する。

(特徴)

- ・ 逓増度を緩和しつつ、少量使用者にも配慮しており、その負担を一定程度軽減できる。
- ・ 算定要領で「水量区画の数は、給水地域の需要実態を踏まえ必要最小限とする。」とされている一方、少量の水量区画を細分化したままの体系を維持しており、水需要の影響を受けやすい。

【パターン④：従量料金の逓増度を緩和し、1～20 m³の水量区画を統合した案】

(概要)

- ・ パターン③と同額で定額改定し、1～20 m³の区画を統合する。
- ・ 1～20 m³の区画の改定額は、定額改定後の同区画の収入見込額を見込水量で除して算出している。

(特徴)

- ・パターン③より逓増度を緩和し、全使用者が使用する最低水量区画を統合するため、最も水需要の影響を受けにくく、安定的な収入が見込める。
- ・パターン②及びパターン③より少量使用者の改定率が上がる。

パターン①～パターン④のうち、従量料金の逓増度を緩和することができ、水需要の変化の影響を受けにくいパターン④が望ましい案と考える。パターン④では、県内で基本水量を設定していない市のうち本市のみが設定している1～10 m³の水量区画について、前回の改定時に細分化した水量区画を再度統合することになるものの、当時の見込み以上に少量使用区画の使用者が増えたことから、その変化に対応しつつ、安定的に経営を継続するため、必要な対応である。

水道料金体系パターン④

(2か月、税抜)

用途	口径	基本料金	従量料金単価（/m³）		
専用栓	13mm	2,100円	使用水量 (m³) 料金単価 (円/1m³)		
	20mm	3,200円		1～20	52円
	25mm	4,600円		21～40	137円
	40mm	17,900円		41～60	182円
	50mm	32,700円		61～100	202円
	75mm	65,000円		101～200	227円
	100mm	126,300円		201以上	242円
	150mm	235,000円			
	200mm	484,600円			
	300mm	744,300円			
公衆浴場用	200m³まで 11,200円		201m³以上 156円		
臨時用	20m³まで 13,500円		21m³以上 606円		

※審議会開催時点での試算であり、変更になる場合がある。

イ 審議会の意見

逓増度を緩和し、経営の安定化を図りつつ、少量使用者に一定程度配慮した案が望ましく、事務局が示すパターン④は次の理由により妥当である。

1～10 m³の従量料金の少量使用区画について、前回の料金改定時の見込みに対して、給水戸数が増加しているものの、使用水量が減少していることから、その区画を今回統合することは、状況の変化に応じて経営を安定的に行うために必要であると理解できる。

全国的にインフラ設備の老朽化が問題となっている中、水道管の老朽化等に起因する事故が発生しないよう、管路・施設の更新等を行うことは必要であり、そのための財源確保に向けた料金改定の必要性について理解できる。

この料金改定を含め、上下水道事業に対する市民の理解の促進を図るため、継続的な広報活動について、より一層努められたい。

なお、料金改定を行う際には、直近の経営状況を反映することが望ましいため、最新年度の決算を踏まえ、改めて料金単価の算定を行うこと。

第3 下水道事業

1 検証

(1) 投資目標の達成度

ア 公共下水道事業

国が掲げる、汚水処理施設整備について 10 年程度を目標に概ね完了することとした「汚水処理施設整備の 10 年概成（以下「10 年概成」という。）」に沿って、令和 8 年度末までに汚水処理人口普及率 95%以上の達成を目指して、投資目標の整備面積（累計）を 2,506ha に、下水道処理人口普及率を約 67%とすることを目標としている。

令和 5 年度末の整備面積（累計）は 2,340ha、下水道処理人口普及率は 63.5%、汚水処理人口普及率は 94.1%であり、下水道処理人口普及率を除いて進捗に遅れが生じている。

進捗に遅れが生じている主な要因としては、工事単価が上昇したことや国費支援が満額交付されなかったことにより工事の進捗に遅れが発生したことによるものである。

イ 農業集落排水事業

全ての地区で整備が完了しており、今後は耐用年数を経過した施設設備の更新や、機器の修繕等の維持管理が中心となってくるため、ストックマネジメントを導入することで持続的な保

全に備えるとともに、維持管理費用を平準化し、長寿命化に向けた維持管理を実施することを目標としている。

令和2年度に最適整備構想を策定し、効率的な維持管理ができており、また、維持管理費用についても、令和5年度末まで各年度大きな変動はなく、平準化が図られていることが確認できた。

(2) 財源目標の達成度

ア 公共下水道事業

自立的で持続可能な経営を実現するため、経費回収率の向上及び基準外繰入金の抑制を目標としている。

令和5年度末の経費回収率は87.8%であり、令和4年度までは計画値を上回っていたが、令和5年度は計画値の87.9%以上をやや下回っている。

令和5年度に計画値を下回った主な要因としては、インボイス制度の導入により、流域下水道事業維持管理負担金の返還金が翌年度への充当から還付に変更されたことによるものであり、変更前の方法で再計算すると89.7%となることから、実質は計画値を上回っていると評価できる。

基準外繰入金については、令和4年度を除いて計画値を上回っている。

計画値を上回っている主な要因としては、整備の進捗の遅れや受益者負担金の一括納付者が減少したことによるものである。

イ 農業集落排水事業

自立的で持続可能な経営を実現するため、公共下水道事業と同様に、経費回収率の向上及び基準外繰入金の抑制を目標としている。

令和5年度末の経費回収率は59.7%であり、各年度おおむね計画値を上回っており、計画どおりに推移していることが確認できた。

基準外繰入金については各年度計画値より抑制できており、計画どおりに推移していることが確認できた。

(3) 使用料収入

ア 公共下水道事業

10年概成に向けて下水道整備を進めているため、下水道処理区域内において実際に下水道に接続して汚水処理をしている人

口である水洗化人口は増加しており、使用料収入についても経営戦略の計画値を上回って推移していることが確認できた。

イ 農業集落排水事業

水洗化人口が見込みを下回って推移していることにより、使用料収入についても計画値を下回って推移している。

計画値を下回っている主な要因としては、世帯の少人数化の進行などにより1世帯当たりの有収水量が減少し、従量料金が低く設定されている1～40 m³の水量区画の件数が見込みより増えたことによるものである。

2 審議会での検討事項及び意見

(1) 投資計画

ア 事務局から提示された内容

投資方針や事業費、投資目標については、次のとおりである。

【公共下水道事業】

国が掲げる10年概成を令和8年度末までに達成するためには、投資の進捗の遅れを解消する必要がある。そのため、令和7年度及び令和8年度の投資費用を増額して対応することとした。

また、現時点では管路の老朽化はあまり進んでいないが、今後、同時期に集中的に整備した管路の老朽化が進み、道路陥没等の甚大な事故が発生するリスクが高まるだけでなく、更新費用の増大が予見されることから、適切に維持管理し、持続可能な事業の実施を図ることが必要である。

令和9年度以降は、持続的に事業が実施できるよう、投資の課題を「老朽化への対応」として次のとおり投資の方針を立案した。また、10年概成後も引き続き、下水道への接続を促進するため、「水洗化率の向上」を投資の方針として立案し、この課題等に対応する、事業費及び投資目標を設定した。

① スtockマネジメントの推進

点検・調査によって下水道施設の状態を把握し、長期的な施設の状態を予測しながら、修繕や改築更新を実施することで、陥没事故等の予防だけでなく、管路施設の長寿命化対策や使用年数の延長による更新費用の低減や費用の平準化が期待できるものである。

② 水洗化率の向上

引き続き、下水道の未接続家屋への個別訪問の実施や広報等により、接続を促進することで、使用料収入の増加を図る。

投資の事業費としては、令和 9 年度は約 10 億円、令和 10 年度から令和 15 年度にかけては約 4 億円、令和 16 年度から令和 18 年度にかけては約 7 億円で推移する見通しである。

こうした中、投資目標としては、管路施設の適切な維持管理及び更新費の平準化により、持続可能な下水道事業の運営を行うこととする。また、水洗化率を令和 6 年度の 89% から、令和 18 年度末に 93% 以上まで引き上げることとする。

【農業集落排水事業】

農業集落排水処理施設は、現時点では基幹的な施設の更新を行う必要性は低いものの、供用開始から 20 年以上が経過している施設設備が数多く存在しており、施設機能を維持するために、経営戦略（改定版）から継続して、施設設備の更新を進める方針である。

上記の方針に基づく事業費は、令和 9 年度から令和 18 年度までで約 9 千万円から 2 億円の間で推移する見通しである。

こうした中、投資目標としては、計画的に施設設備の更新工事を行い、既存施設の長寿命化と投資費用の平準化を行うこととする。

イ 審議会の意見

【公共下水道事業】

持続可能な下水道事業を実施する上で、施設全体を計画的かつ効率的に維持管理することの重要性が理解できた。今後、技術継承における D X の活用や最新技術の導入等、十分に検討されたい。

普及啓発活動を実施することで、下水道処理区域内において実際に下水道に接続して汚水処理している割合を示す水洗化率の向上を図り、使用料収入の増加に繋げることが重要であるが、同目標は財源の確保を目的としているため、投資目標より財源目標に近い印象であることから、目標の位置づけを再度検討されたい。

【農業集落排水事業】

公共下水道への接続及び農業集落排水処理施設同士の統廃合の検討を進めながら、最適化整備構想に基づき計画的に施設設

備の更新を行うことで、既存施設の長寿命化と投資費用の平準化を図られたい。

(2) 財源試算

ア 事務局から提示された内容

今後の収支の見通し、財源目標等については次のとおりである。

【公共下水道事業】

これまで下水道の整備により増加を続けてきた水洗化人口も、今後は人口減少とともに減少し、それに伴い、使用水量も減少していく見込みである。また、10年概成に向けて下水道の整備を進めてきたため、多額の企業債残高を抱えており、将来の返済負担額が大きい。この状況を受けて、投資試算に基づく財源試算を行い、財源目標を立案した。

収支について、令和11年度以降は人口減少に伴い、使用料収入が減少する見込みである一方、基準外繰入金は発生せず、収支全体としては大幅な増減はなく、当年度純利益は2億円程度で推移する見通しである。

また、大規模災害の発生から下水道使用料の徴収までに約6か月を要することが見込まれることから、使用料収入の6か月分の資金の確保が必要と考えているが、その資金水準を維持できるだけでなく、企業債の過度な発行を抑制し、企業債残高を減少させることができる見通しである。

こうした中、財源目標としては、中長期的に安定的な経営を行うため、大規模災害発生時でも事業を継続することができるよう、維持管理費や企業債の元利償還金等、恒常的に発生する支払いに対応できる資金水準として使用料収入6か月分の運転資金の確保を図ることとするほか、基準外繰入金をゼロとすること、また、企業債残高の削減を図ることとする。

【農業集落排水事業】

使用料収入の減少に伴い、経費回収率は徐々に悪化していく見通しである。また、基準外繰入金は徐々に減少していく見込みであるものの、恒常的に2億円を超える基準外繰入金が発生しており、これを抑制していく必要がある。この状況を受けて、投資試算に基づく財源試算を行い、財源目標を立案した。

収支について、人口減少に伴い、使用料収入が減少する見込

みであり、基準内繰入金だけでは不足する分を基準外繰入金により補填しているため、当年度純利益はプラスで推移する見通しである。

また、令和 16 年度末には使用料収入の 6 か月分の運転資金を確保できる見通しである。

しかし、恒常的に 2 億円を超える基準外繰入金が発生しており、これを収入から除いた場合、当年度純利益はマイナスで推移する見通しであり、さらに運転資金においても毎年度不足額が積み上がり、令和 18 年度末には約 23 億円と大幅な資金不足に陥る見通しである。

経費回収率は 40% 前半まで悪化し、使用料収入で污水处理費の半分も賄えない水準で推移する見通しである。

こうした中、財源目標としては、持続可能な経営を実現するため、経費回収率の向上を図ることとするほか、基準外繰入金を抑制することとする。

イ 審議会の意見

【公共下水道事業】

中長期的に安定的な経営を行うため、目標達成に向けた事業運営を進められたい。

また、目標とした「使用料収入 6 か月分の運転資金の確保」に関連して、災害時にどれくらいの費用が必要となるのか把握し、現場がすぐに機能できる体制を整える必要があるため、他市事例を参考に試算されたい。

【農業集落排水事業】

污水处理に要する経費を自主財源で賄えず、一般会計から多額の基準外繰入金が入入されている状況である。持続可能な下水道事業を実施するためには、基準外繰入金の抑制が課題である。

(3) 経営改善に向けた取組

ア 事務局から提示された内容

水道事業と同様に今後の人口減少に伴う使用料収入の減少や昨今の物価上昇などに伴う費用の増加を見込んでいる中、持続可能な事業の経営に向けて、支出の削減と収入の増加といった経営改善に取り組む必要がある。これまでに、民間活用（水の官民連携）の検討やストックマネジメントの導入、設備の省

エネ化・適正化等の取組を進めている。

公共下水道事業では、基準外繰入金が発生しない見通しであるものの、受益と負担の適正化の観点から、資本費に充当される使用料と公費の負担割合を、国が示す地方財政措置の割合に見直す必要があること、農業集落排水事業では、経営健全化に向けた取組を実施してもなお、基準外繰入金を除くと収支ギャップが生じ、資金不足に陥る見通しであることから、使用料改定の検討が必要である。具体的な改定率の案は次のとおりである。

なお、両事業は、平成 30 年の改定で使用料体系を統一しており、今後、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続を検討していることを踏まえると、今回の改定の検討でも統一した使用料体系を維持する方針である。

使用料 改定率	設定理由
20%	国が示す資本費に充当される使用料と公費の負担割合まで引き上げることで、受益と負担の適正化がなされていると判断できる。

使用料改定の必要性を認識する一方で、使用者の急激な負担の増加に配慮する必要もあることから、使用料改定の時期については、水道料金と同時期の改定は避けることとする。

また、具体的な使用料体系案については、使用料改定の時期を第 2 期経営戦略の前期の期間内で改めて検討し、改定時期の目途をつけた段階で検討することとする。

イ 審議会の意見

使用料改定について、受益と負担の適正化の観点から改定を行う必要性は認める一方で、水道料金との同時改定は、少量使用者への急激な負担の増加になることから、今回は料金改定を行わなければ当年度純利益がマイナスとなり、資金不足に陥る見通しである水道事業を優先し、下水道事業の使用料改定時期を一般会計の財政状況も勘案しながら、次期計画期間の前期の期間内で使用料体系案と併せて、改めて検討することは妥当である。

また、水道料金の改定に合わせて、下水道事業についても、

事業に対する市民の理解の促進を図るため、継続的な広報活動により一層努められたい。

第4 おわりに

諮問された水道事業及び下水道事業の経営の在り方について、今回、これまで審議してきた結果を答申としてまとめた。

水道事業は、大規模災害時等の非常時でも水の安定供給を図れるよう、老朽化した管路や施設の耐震化と更新を投資目標としており、管路の耐震化に遅れが見られるが、施設においては順調に耐震化が図られている。今後も計画的な耐震化の実現を図るとともに、職員のマンパワー不足への対応としてのDXの活用や、人口減少に合わせた設備等のダウンサイジングなどを含め、経営健全化に向けた取組を積極的に検討し、効率的な事業運営に努められたい。

一方、財源試算の結果、令和11年度以降に資金不足が生じる見通しであり、中長期的に安定的な経営を行うため、水道料金の改定を検討する必要が生じていた。こうした中で、審議した新しい水道料金体系案は、少量使用者の負担への配慮という使用者側の視点と、経営の安定化という水道事業者側の視点の両面を踏まえ、これからの経営環境に対応した体系案となっていると考えられる。

下水道事業は、国が掲げる10年概成に沿って公共下水道の整備を進めており、農業集落排水事業も耐用年数を経過した設備の更新等が必要となっている。

公共下水道事業については、整備の進捗に遅れが見られるが、投資目標達成に向けて、随時計画の見直しが図られており、今後はこれまで整備を進めてきた下水道施設を計画的かつ効率的に維持管理されたい。

農業集落排水事業については、長寿命化や費用の平準化を投資目標としており、計画的に維持管理が図られている。今後も引き続き計画的に維持管理されたい。

一方、財源試算の結果、公共下水道事業は基準外繰入金が発生しない見込みであるものの受益と負担の適正化の観点から、農業集落排水事業は多額の基準外繰入金に依存していることから、下水道使用料の改定を検討した。こうした中で、使用料改定は必要であるものの、水道料金の改定と同時期に実施することによる利用者への負担に配慮し、改定時期や使用料体系については改めて検討することとした。

公共下水道事業・農業集落排水事業ともに、民間活用やストックマ

ネジメントの導入、設備の省エネ化・適正化等といった取組について積極的に検討し、経費の削減や業務の効率化など経営改善に向けて今後も不断に取り組んでもらいたい。

今後策定を予定している第２期経営戦略については、本答申内容を十分に踏まえて行うよう努められたい。また、今後も経営環境が変化していくことが想定されるが、適宜計画等の見直しを行い、将来にわたり事業を継続し、安定的な経営が実現できるよう取り組まれたい。